

～住居確保給付金のご案内～

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

◎これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方



◎令和2年4月20日以降、離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



◎主な給付要件チェックリスト

| 項目 | チェック欄 | |
|--|--------------------------|--|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？ | <input type="checkbox"/> | |
| 資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※鴻巣市の場合 (単位：万円) | <input type="checkbox"/> | |
| | | |
| | | |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？ | <input type="checkbox"/> | |
| ハローワークに求職の申し込みをしますか？ | <input type="checkbox"/> | |

注) 当面の間、ハローワークの求職申込みについては、インターネットでの仮登録をもって正式な求職申込みとみなします。

すべての項目にチェック✓が付いた方。住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いので、下記にご相談下さい。なお、現在、申請窓口が大変混雑しております。

事前に御連絡いただいたうえでお願いいたします。

(お問合せ)

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会 生活困窮者自立相談支援センター

電話(代表) 048-597-2100 fax 048-597-2102

住所 〒365-0062 埼玉県鴻巣市箕田4211番地1 (鴻巣市総合福祉センター内)